

第百二十八号議案

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

第一条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

川区条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 前項の給料表の給料月額に増額等改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。)があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

第三条に次の一項を加える。

4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第二項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の十二月一日とする。

一 当該増額等改定があった日の属する年度の四月一日から十二月一日までの期間において発令された任用期間(江戸川区における任命権者によって任用される場合に限る。)が、通算して三月以下の会計年度任用職員

二 当該増額等改定があった日の属する年度の四月一日から十二月一日までの期間において発令された任用期間(江戸川区における任命権者によって任用される場合に限る。)中の勤務日数及び勤務時間について、一週間当

たりの勤務日数が二日以下、かつ、一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満の会計年度任用職員

第十七条第二項及び第三十二条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改める。

第二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第二条第一項第一号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第二号中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加え、同項第三号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第十五条第二項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条第三項中「第一号」を「同条第一号」に改める。

第十六条中「次条」の下に「及び第十七条の二」を加える。

第十七条第一項中「この条及び第三十二条において」を削り、同条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「及び」の下に「支給の」を加え、同条第四項中「人事委員会」を「、人事委員会」に改める。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第十七条の二 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任

用職員（区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に百分の百十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て区規則で定める。

第三十条第二項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条第三項中「第一号」を「同条第一号」に改める。

第三十一条中「次条」の下に「及び第三十二条の二」を加える。

第三十二条第二項中「報酬」を「報酬の額」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「及び」の下に「支給の」を加え、同条第四項中「人事委員会」を「人事委員会」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第三十二条の二 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第十九条及び第二十条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に百分の百十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

(説明)

給与改定時の会計年度任用職員に対する給料表の適用について、常勤職員の例によることとするともに、特別給について、支給月数の引上げ及び勤勉手当の支給に関し、必要な事項を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。